

資金運用グループ作成

取引証券会社における環境問題への取組状況について

循環型社会の構築が目指されているなか、金融機能が果たす役割が期待されている。それを実現するためには、社会全体が、金融機能を以って資金の流れを環境問題等社会的課題に向けていくことを、共通の課題と認識し取組を推進する必要があると考える。

預託金等の管理・運用において、環境問題に対する取組状況を考慮していく方針であることを当センターから取引証券会社に伝えたと共に、取引証券会社各社から環境問題への取組状況の説明を受けた。

1. 各社の取組状況の概要

(1) 社内における取組み

専ら省エネ等の環境負荷低減を図ることを目指しており、中にはISO 14001の取得、グリーン電力証書システム^{注1}の国内最大契約企業(平成18年5月末時点)もある。しかしながら、エネルギー消費量等の数量管理を以って環境負荷低減を図るまでには至らず、再生紙の利用等の対応に留まる会社もある。また、グリーン購入の実施、チーム・マイナス6%^{注2}への参加等がある。

(2) 金融機能を活用した取組み

継続的且つ広範囲に環境に配慮した企業に投資が可能となり得るエコファンド^{注3}の販売を7社が実施(その組成・運用の大半は各社のグループ運用会社が担当)しており、その収益の一部を環境関連基金等に寄付している会社もある。

また、発展途上国の温暖化ガス削減等に寄与できるCDM^{注4}(クリーン開発メカニズム)のコンサルティング、排出権関連ビジネス、環境関連技術をもつ未公開企業支援などを行っている会社もある。

(3) 社会への働きかけ・社会とのコミュニケーション

代表的なものとしてCSRレポート等の作成があり、7社が実施している。国連環境計画・金融イニシアティブ^{注5}(UNEPFI)、責任投資原則^{注6}(PRI)等国連関連機関等が発表した考え方、また、世界の大手機関投資家が協同で運営するカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト^{注7}(CDP)に証券会社自身、または、グループ企業が参画し、循環型社会の構築を目指すことを対外的に表明している会社も7社ある。この他には、環境教育等の促進支援を4社が実施している。

(4) 今後の対応課題

今後対応する必要がある取組みとして、環境マネジメントシステム^{注8}(E

MS)の構築、グリーン調達の推進等が挙げられた。

2. 金融機関の環境問題等への取組に係る行政の動き

企業の環境問題等をはじめとする社会的責任(CSR)に対する関心の高まりを背景に、行政も各種の報告を行っている。金融庁は本年3月、金融機関に対しCSRの取組についての実態調査を行い公表しており、「各金融機関が他の金融機関の具体的取組を参照され、今後の取組に活かされることで、金融機関の利用者等の利便性向上に資することを期待する」としている。

また、環境省は本年4月より、企業の環境保全などの社会的な取組が積極的に評価されるために必要な仕組みやその推進方策の検討を行うことを目的として、「環境と金融に関する懇談会」を設置し、7月に『環境等に配慮した「お金」の流れの拡大にむけて』という報告書を公表した。その中で、現状においては「企業の取組に関する情報が十分に提供されていなく、それを正しく評価するシステムが確立されていない」としている。また、金融機関に期待される役割として以下「魅力ある多様な商品づくりに取組む」、「金融商品の売り手の資質を向上させる」、「企業に対する評価の透明性を確保する」、「融資方針に環境や社会への配慮を盛り込む」、「社会的課題に配慮した金融の規模を拡大させる」をあげている。

3. 今後について

今回の説明頂いた取引証券会社の環境への取組内容からもうかがえるように、金融機能が果たす環境への役割の必要性及び、当センターの方針に照らし、引続き取引証券会社との意見交換の場をもち協力の上、循環型社会の構築を図ることが必要と考え、今後とも取組事項の推進に努めていく。

以上

(注 1) グリーン電力証書システム:

風力発電等の自然エネルギーによって発電された電力の環境付加価値分を、導入する企業が支払うことで「グリーン電力証書」を受け取り、自然エネルギーを購入し使用したとみなすシステム。通常の電力と比べると割高になるが、省エネルギーや CO2 排出削減につながる。

(注 2) チーム・マイナス6%:

地球温暖化解決のために策定された京都議定書において、温室効果ガス排出量 6%の削減が日本の目標であり、環境省が中心となりこれを実現するための国民的プロジェクト。

(注 3) エコファンド:

財務的分析に加えて、環境問題への対応が優れている企業及び環境に関連する事業を行う企業の株式を中心に投資する投資信託をいう。

(注 4) CDM(クリーン開発メカニズム):

先進国の資金・技術支援により、発展途上国において温室効果ガスの排出削減等につながる事業を実施する制度。これによって削減された量の全部または一部に相当する量を先進国が排出枠として獲得できる。

(注 5) 国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI):

金融機関のさまざまな業務において、環境および持続可能性(サステナビリティ)に配慮した最も望ましい事業のあり方を追求し、これを普及、促進すること。

(注 6) 責任投資原則(PRI):

世界の機関投資家の投資決定プロセスに環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)問題を反映させることを目的とするもの。

(注 7) カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP):

世界の機関投資家(155 社運用総額21 兆ドル)が共同で、世界の大企業 500 社(FTindex500)を対象に地球温暖化への取組状況について調査を行い、投資先としての適格性を環境面から評価するプロジェクト。

(注 8) 環境マネジメントシステム:

組織の活動に伴う環境への影響を特定し、それを管理するための組織的な体制や対策を進める体系的な仕組みのこと。

取引証券会社各社の具体的な取組について

●社内における取組	社数
エネルギー使用量の削減	9
グリーン購入の推進	5
チームマイナス6%	3
グリーン電力の利用	1
ISO14001取得	1
●金融機能を活かした取組	
エコファンドの組成・運用	7
エコファンドの販売	7
環境関連企業支援	3
排出権関連ビジネス	2
CDMコンサルティング	1
●社会への働きかけ、社会とのコミュニケーション	
カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)への参画	7
CSRレポートの作成	7
関連環境計画・金融イニシアティブ(UNEPFI)への参画	5
環境教育等促進支援	4
責任投資原則(PRI)への参画	2

※:証券会社各社からの説明を基に作成、ただし全てを網羅したものではない